

3 東日本大震災における介護保険制度について

(利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について)

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に居住していた者（他市町村に転出して避難している者を含む。）の利用者負担や介護保険料の減免に対しては、被保険者の経済的負担の軽減及び保険者の制度運営の安定化を図るため、保険者が行った減免に要する費用に対して財政支援（補助）を行っているところである。

平成27年度については、避難指示の区域指定が継続している区域については、昨年度と同様の対応を継続することとし、既に区域指定が解除されている区域等（※1）については、上位所得者を除き、財政支援を継続することとしている。ついては、管内市町村に対して、対象者及び事業所への周知徹底をお願いする。

- 平成27年度より特別措置に係る財政支援については、財源構成割合を復興特会により10分の9、特別調整交付金により10分の1の負担を行うこととなるので、補助金等の申請に当たっては、遺漏なきよう留意されたい。

（※1）既に区域指定が解除されている区域等

- ・ 平成25年度以前に区域指定が解除された旧緊急時避難準備区域等については、平成26年10月以降、上位所得層を除き、特別な財政支援を実施しており、平成27年度においても平成26年度と同様の財政支援を継続
- ・ 平成26年度中に新たに区域指定が解除された旧避難指示解除準備区域（田村市の一部及び川内村の一部）及び特定避難勧奨地点（南相馬市の指定箇所）については、平成27年10月以降は、上位所得層を除き、特別な財政支援を継続。

	保険料減免	利用者負担免除
帰還困難区域等（注1）	最長平成28年3月まで実施	最長平成28年2月（サービス提供分）まで実施
旧緊急時避難準備区域等（注2）・旧避難指示解除準備区域等（注3）	最長平成28年3月まで実施 ※上位所得層は対象外（ただし、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は10月以降に限る。）（注4）	最長平成28年2月（サービス提供分）まで実施 ※上位所得層は対象外（ただし、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は10月以降に限る。）（注4）

（注1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（注2）旧緊急時避難準備区域、平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（注3）平成26年度に指定が解除された避難指示解除準備区域（田村市の一部及び川内村の一部）、南相馬市の特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（注4）上位所得者とは、高額療養費制度の上位所得者を判定基準とした医療との整合を図り、被保険者個人の合計所得金額が633万円以上のもの

（※）（注1）（注2）（注3）の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方も含む。

（参 考）東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の特別措置（窓口負担・保険料の減免）

		帰還困難区域等	旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等
国保・後期高齢者・介護	窓口負担保険料	10/10支援 （復興特会7/10、特別調整交付金3/10【注】）	10/10支援 （復興特会7/10、特別調整交付金3/10【注】） ・上位所得層は対象外 （旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は、10月以降に限る）
（参考）被用者保険	窓口負担	財政力に応じて0/3～3/3 （復興特会）	財政力に応じて0/3～3/3 （復興特会） ・上位所得層は対象外 （旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は、10月以降に限る）

【注】財政支援の財源構成割合（復興特会：特別調整交付金）は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前の8:2から7:3に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であったが、財源構成割合を9:1に変更。